

大津市企業局電子化設計図書取扱条件

1 適用

本取扱条件は、大津市企業局（以下「当局」という。）が発注する請負契約（以下「契約案件」という。）の電子化された仕様書、金抜設計書、設計図面及びその印刷物（以下「電子化設計図書」という。）について適用する。

2 電子化設計図書の事業者への提供方法

電子化設計図書の事業者への提供方法は、「入札情報公開システムへの掲載」、「当局ホームページへの掲載」、「電子メールに添付し送信」、または、「CD-Rに記録し配布」のいずれかによるものとする。

3 取扱条件

- (1) 電子化設計図書は、当該契約案件の入札及び見積照合（以下「入札等」という。）の参加を検討し、入札等の金額の積算目的においてのみ使用できるものとし、譲渡・販売・複写・転用・改変・再配布など積算目的以外の使用を禁止する。
- (2) 電子化設計図書のパソコン、電子媒体等への保存は、項番（1）の目的以外については、原則禁止とする。ただし、電子化設計図書の内容を印刷するため印刷会社等へ依頼する場合にのみ、電子媒体への保存を認める。
- (3) 印刷会社等において印刷を依頼する場合は、貸与した電子媒体からの印刷に限定し、印刷会社等のパソコン等への保存をさせてはならない。
- (4) 印刷会社等へ貸与した電子媒体の返納後、電子媒体から電子化設計図書を完全に消去、もしくは、電子化設計図書が復元不可能となるよう電子媒体を物理的に破壊し、廃棄するものとする。（なお、電子媒体を廃棄する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令及び各市町村の廃棄区分に従うこと。）

4 損害賠償請求等

- (1) 電子化設計図書の利用者が上記取扱条件に反する行為に起因して当局に損害を与えた場合、当局はその損害の賠償を請求することができる。
- (2) 電子化設計図書の利用により予期せず生じた損害について、当局は一切責任を負わないものとする。

5 CD-Rにより配布した場合

電子化設計図書を記録したCD-Rを配布した場合は、入札終了後、当該CD-Rを物理的に破壊し、廃棄するものとする。（なお、電子媒体を廃棄する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令及び各市町村の廃棄区分に従うこと。）

6 施行日

本取扱条件は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月1日)

本取扱条件は、平成27年1月1日から施行する。